

随意契約結果一覧

所属(課名) 企業誘致連携

課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和2年度中小企業伴走型支援事業業務委託	令和2年5月14日	株式会社中小企業サポートネットワーク	2,000,000	1,960,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。 本事業では、市内中小企業に寄り添い、新たな製品の試作から実証、さらに最終製品の販路開拓まで、切れ目なくヒト、モノまた機会などを伴走支援し、専門的かつ高度な販売促進の業務を遂行できる事業者をプロポーザル方式により公募した。	無	
令和2年度松阪市企業立地意向調査業務	令和2年7月30日	一般財団法人日本立地センター	1,540,000	1,540,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。 一般財団法人日本立地センターは、昭和37年に、経済産業省、産業界、都道府県をはじめとした地方公共団体の賛同と支援を得て発足した経済産業省所管の財団法人であり、国等の要請を受け各般の産業政策の立案をサポートしてきた組織である。 本調査は、公的工業団地を保有する複数の地方自治体に参加することで一自治体への負担が軽減されており、1,000社発送分の費用負担で、10,000社以上に調査を実施できる。また、アンケートにおいて将来の設備投資(立地)に関心を示した企業があれば、センターの職員が直接出向いてヒアリングを行うなど企業立地のサポート体制が充実しており、かつ複数年アンケート調査を実施してきたノウハウの蓄積があることから、立地動向の分析に高い専門性を有している。 これらのことより、当事業者が実施する調査実施体制及び調査結果に基づくサポート体制は他の事業者にはないものであり、本市が実施する調査業務に必要となるものであることより、当該事業者と契約を行うものである。	無	